

## くさそてつ（ごみ）の出荷制限解除について （大崎市）

平成27年6月23日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により、平成24年4月27日付けで出荷制限が指示されていた大崎市で産出される「くさそてつ（ごみ）」（栽培のものに限る）について、出荷制限が解除されましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 出荷制限解除の対象

大崎市で産出された「くさそてつ（ごみ）」（栽培のものに限る）（以下くさそてつ（栽培）」という）

#### 2 解除後の出荷管理及び検査等

- （1）「くさそてつ（栽培）」の発生状況を確認し、生産者ごとに1検体の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認したうえで出荷する。
- （2）出荷期間中に大崎市内で週1検体の定期検査を実施する。
- （3）県は大崎市と連携し、大崎市内で「くさそてつ（栽培）」の生産を行う生産者の栽培地、出荷先等を記録した生産者台帳を整備し、出荷管理を徹底する。
- （4）生産者が出荷する場合は、生産者台帳に記載された出荷先のみに出荷するものとし、出荷物に品目、生産方法（栽培）、生産地、生産者住所・氏名の表示を徹底させる。
- （5）県と大崎市は連携し、販売施設等に対し、「くさそてつ（栽培）」の入荷の際は台帳登録者の出荷物であるか確認するとともに、入荷したものが台帳登録者以外の出荷物であることが判明した場合は、速やかに大崎市に報告するよう依頼する。また、定期的な巡回を行い、適切な出荷管理が実施されているか確認する。

#### <参考>

「くさそてつ（ごみ）」の出荷制限の状況

大崎市（野生）、栗原市、気仙沼市

「くさそてつ（ごみ）」の出荷制限解除の状況

加美町、大崎市（栽培のものに限る）